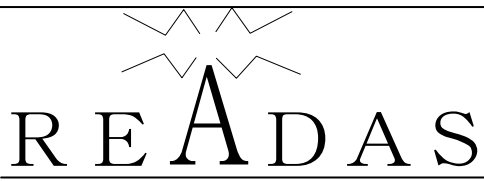


第 6010 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 1日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 非上場株式等の相続税の納税猶予制度の改正

Q：自社株の相続税の納税猶予制度（事業承継税制）が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

事業承継税制とは、後継者である受贈者・相続人等が非上場株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、その非上場株式等に係る贈与税又は相続税を一定の要件のもと、納税猶予し、後継者の死亡等により、その納税猶予された贈与税又は相続税の納付を免除するという制度です。

平成30年の改正では、これまでの措置に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）が撤廃されたり、納税猶予割合が引上げられる（80%から100%）などの特例措置が設けられました。

① 事前の計画策定等

5年以内の特例承継計画の提出が必要

② 適用期限

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与・相続に適用

③ 対象株数

全株

④ 納税猶予割合

100%

⑤ 承継パターン

複数の株主から最大3人の後継者

